

茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、重度障害者等の日常生活の基盤となる住宅の改造に要する経費を助成することにより、生活の利便性の増進を図り、もって重度障害者等が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

（助成対象者）

第2 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されており、第1号又は第2号のいずれかに該当する者とする。

（1）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当する者又は体幹・下肢機能障害で3級に該当する者

（2）大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第2条に規定する療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が重度（判定結果A）である者

（助成対象住宅）

第3 助成の対象となる住宅は、助成対象者が現に居住する住宅で、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号に規定する本市の家屋課税台帳又は第13号に規定する本市の家屋補充課税台帳に登録されている家屋とする。ただし、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する建物の部分を独立して住居の用途に供している住宅にあつては、同法第2条第3項に規定する専有部分とする。

（助成対象経費）

第4 助成の対象経費は、第2に規定する助成対象者が身体状況により必要とする住宅の便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造工事に係る経費とする。

（助成金の限度額）

第5 助成金の限度額は、1,000,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項の規定による居宅介護住宅改造費若しくは同法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費の支給を受けることができる場合又は既に現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について支給を受けている場合は、改造工事に要する費用（1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。）から当該住宅改修費（当該費用が同法第45条第5項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は同法第57条第5項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額を超えるとき

は、当該居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額とする。)を控除した額を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第2号に掲げる日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業において住宅改修費の給付を受けることができる場合又は既に給付を受けている場合は、住宅改造に要する経費(1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。)から当該住宅改修費(当該費用が茨木市日常生活用具の給付事業実施要綱(平成18年10月30日実施)別表の居宅生活動作補助用具(住宅改修)の上限額を超えるときは、当該上限額とする。)を控除した額を限度とする。

(助成金額)

第6 助成金額は、第5の限度額と住宅改造工事に要した費用の額のいずれか少ない方の額を助成基準額として、当該助成基準額から別表に定める生計中心者(当該世帯の生計を支える者をいう。)の階層区分に応じた本人負担額を差し引いた額とする。

2 前項の規定により算出した助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

(助成の制限)

第7 助成金の支給は、同一助成対象者につき1回限りとする。ただし、助成金の支給後、助成対象者の障害状況に著しい変化が生じ、再度の住宅の改造が必要と認められる場合は、この限りでない。

(助成金の受給者)

第8 助成金の支給を受けることができる者は、第2に規定する助成対象者の属する世帯の生計中心者とする。

(助成金の支給申請)

第9 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 改造工事に要する費用の見積書

(2) 改造工事の工事箇所の図面

(3) 改造工事の工事箇所の写真

(4) 申請者が属する世帯の生計中心者の前年分の所得税(1月1日から6月30日までに申請する場合にあつては、前々年分の所得税)の課税状況についての証明書又は生活保護適用に関する証明書

(5) 助成の対象となる住宅の所有者が当該申請者でない場合は、当該住宅の所有者が当該住宅の改造について承諾したことが確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成金の支給を決定し、申請者に対し茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項に規定する審査を行った場合において、助成することが不適当と認めたときは、申請者に対し茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給不承認決定通知書（様式第3号）により通知する。

(変更の申請)

第11 申請者は、助成金の支給決定通知後において改造する工事の内容を変更しようとするときは、第9に準じて茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給変更承認申請書様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第10に準じて決定の内容を変更し、茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(添付書類の省略)

第12 市長は、第9及び第11の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(工事の着手)

第13 助成金の支給決定を受けた者は、助成金の支給決定通知を受けた後、速やかに住宅改造の工事に着手するものとする。

(工事の完了報告)

第14 助成金の支給の決定を受けた者は、工事完了後、指定された期日までに茨木市重度障害者等住宅改造助成金工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改造工事の工事箇所の完成写真

(2) 改造工事に要した費用に係る請求書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定等)

第15 市長は、第14の工事完了報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは支給すべき助成金の額を確定し、茨木市重度障害者等住宅改造助成金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出した者に通知する。

(助成金の交付請求)

第16 第15の茨木市重度障害者等住宅改造助成金確定通知書を受けた者は、茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給請求書（様式第8号）を市長に提出し、助成金の支給を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第17 市長は、第16の規定による助成金の支給請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に助成金を支給する。

（立入検査）

第18 市長は、助成金の執行の適正を期し、助成事業の円滑な推進を図るため、その職員に、助成の対象となる住宅に立ち入り、改造の必要性の有無、工事の進捗等について検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（支給の取消し等）

第19 市長は、助成金の支給を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。

（3）市長の承認を受けずに工事の内容を変更し、若しくは、中止し、又は工事の遂行の見込みがないとき。

（4）その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第20 市長は、助成金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成19年11月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱（次項において「旧要綱」という。）第9の規定による助成事業の認定を受けた者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際、旧要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から実施し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市重度障害者等住宅改造助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別 表

住宅改造助成事業費用負担基準

生計中心者の階層区分		本人負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	前年分の所得税額が非課税の世帯	0円
C	A及びB以外で前年の所得税額が40,000円以下の世帯	助成基準額の 1／3
D	前年分の所得税額が40,001円以上70,000円以下の世帯	助成基準額の 1／2
E	前年分の所得税額が70,001円以上の世帯	助成基準額の 全額

備考

- 1 この表において「所得税額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しない。
 - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 2 毎年1月1日から6月30日までの間に助成金の支給申請をする場合においては、「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えるものとする。

（申請先）茨 木 市 長

申請者 （生計中心者）
住 所
氏 名
対象者との続柄
電 話

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給申請書

茨木市重度障害者等住宅改造助成金の支給を次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	茨木市			
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 （ 歳）			
	身体状況				
身体障害者手帳・療育手帳の有無		有 ・ 無			
身体障害者手帳・療育手帳の番号等	番 号	第			号
	交 付	年 月 日	等級・程度		
	障害名				
助成対象工事の内容					
交付申請額		円			
添付書類					

同 意 書

茨木市重度障害者等住宅改造助成金の交付審査に必要なときは、私の課税状況について、茨木市長が市民税課税台帳で確認することに同意します。

生計中心者氏名 _____

様式第 2 号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市重度障害者等住宅改造助成金は、
次の条件を付けて、金 円を支給します。

条 件

年 月 日

茨木市長

様式第 3 号（第10関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市重度障害者等住宅改造助成金の支給については、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

1 不承認の理由

様式第 4 号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
氏 名

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市重度障害者等住宅改造助成金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 助成対象工事
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前支給決定額
- 5 変更後支給決定額
- 6 差引増減額

様式第 5 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で支給決定した茨木市重度障害者等住宅改造助成金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 変更増減額 | 円 |
| 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第 6 号（第14関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所
氏 名

茨木市重度障害者等住宅改造助成金工事完了報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で支給決定通知を受けた
工事が完了したので、次のとおり報告します。

1 助成対象工事の内容

2 工事着工年月日

3 工事完了年月日

4 助成金支給決定額

5 助成金精算額

6 助成内容の成果

7 添付書類

- (1) 工事完成写真
- (2) 工事に係る請求書
- (3) その他

様式第7号（第15関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市重度障害者等住宅改造助成金確定通知書

年 月 日付け茨木市重度障害者等住宅改造助成金工事完了報告書を審査の結果、助成金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 助成金支給決定額 | 円 |
| 2 | 助成金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第 8 号（第16関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

住 所
氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市重度障害者等住宅改造助成金支給請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
重度障害者等住宅改造助成金を次のとおり請求します。

- 1 助成対象工事の内容
- 2 金額
- 3 振込口座

金融機関名							支店名	
科 目	1 普通		2 当座		3 貯蓄			
口 座 番 号							（右詰め・7桁で記入）	
ふ り が な								
口 座 名 義								

備 考 ㈱ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、通帳に記載されている他行振込用の「支店名」及び「口座番号（7桁）」を記入してください。
「記号（5桁）」「番号（8桁）」では振込みできません。